

ひき逃げ事故の政府保障事業

※ ひき逃げ事故や、無保険事故で被害を受けられた方の、政府保障事業への請求を、無償にてアドバイスします。

Q1、政府の保障事業とは

ひき逃げや無保険車(自賠責保険を付けていない車)または盗難車などによる交通事故で負傷・死亡した被害者は、自賠責保険では救済されません。そうした被害者で、加害者から賠償を受けられない場合などには、政府の保障事業に請求できます。(自賠法第72条1項)政府の保障事業は、国(国土交通省)が加害者にかわって、被害者が受けた損害をてん補する制度で、支払限度は自賠責保険と同じですが、下記の点が自賠責保険と異なります。

- (1) 請求できるのは被害者のみで、加害者からは請求出来ません。
- (2) 時効中断制度はありません。
- (3) 健康保険、労災保険など、国の保険で給付が受けられる場合は、その金額が差引いて支払われます。
- (4) 政府は保障事業として被害者に支払った金額について加害者に求償を行います。

Q2、政府の保障事業の「請求対象」とならないケースは

- (1) 加害者に賠償責任が発生しないとき
- (2) 被害者が保有者、運転者などの自賠法で定める他人にあたらないとき
- (3) 自動車の運行によって死傷したものでないとき
- (4) 請求期間(3年)を過ぎたとき

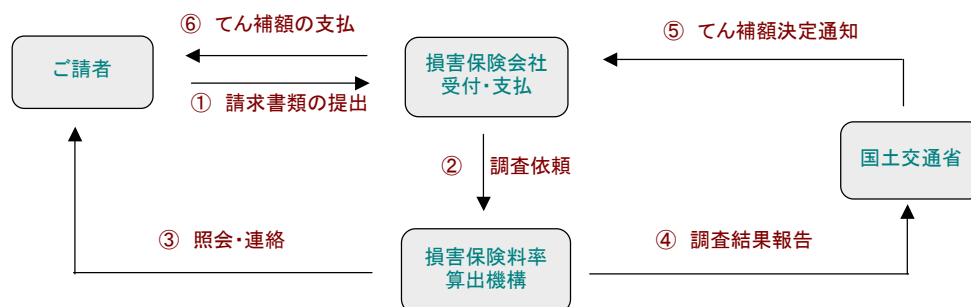
Q3、保障事業に請求しても、てん補にならない項目

- (1) 物の損害(自動車の修理費用など)
- (2) すでに時効により請求権が書滅している場合
- (3) 自賠責保険に請求できる場合
- (4) 加害者運転者側と示談が成立しており、損害賠償金が支払われている場合
- (5) 電柱に自ら衝突したような、いわゆる自損事故の場合
- (6) 信号待ち停止中の前車に自ら追突したような、被害者側の一方的過失による事故の場合
- (7) 被害者側の重大な過失による減額と、健康保険や労災保険等の社会保険による給付額、及び損害賠償責任者の支払額の合計が、損害の総額を超える場合
- (8) 健康保険や労災保険等の社会保険による給付額、及び損害賠償責任者の支払額の合計が法定限度額を超える場合
- (9) 後遺障害が残った場合であっても、自賠法に定める等級に該当しない場合
- (10) 加害車両が、農耕作業用小型特殊自動車(小型耕耘機)や軽車両(自転車など)のような自賠責保険等の契約ができない車両の場合
- (11) 加害車両が、自衛隊、在日米軍、国連軍の業務に必要な自動車や道路以外(競技場・工場など)の場所でのみ使用される自動車(道路以外で発生した事故に限る)のような自賠責保険などの契約締結が強制されていない車両の場合

Q4、ご請求から支払いまでのイメージ

政府保障事業への請求は、法令により定めた書類を提出することが義務づけられています。これらの書類が提出されないと、損害の事実確認が出来ないため保障事業からの支払がうけられない場合が在ります。

- 手順(1) 最寄りの警察に行き、「交通事故証明書申込み用紙」を入手します。
手順(2) 「事故証明申請書」に必要事項を記入して、手数料を添えて、郵便局窓口へ提出、「交通事故証明書」を申請します。
手順(3) 最寄りの損害保険会社窓口(又は保険代理店)に、「政府保障事業」の請求書類一式を依頼します。



Q5、その他

政府の保障事業ですが、損害のてん補額の決定以外の業務は、損害保険会社と損害保険料率算出機構に委託しています。また、事故内容の特殊性から、請求してから決定するまでに、相当な時間を要します。さらに、請求書類は自賠責保険の請求書類に準じているとは言え、大変複雑ですので、保険会社窓口または弊社のサポートが必要です。

Safety